

生駒市保育所等継続案内(2・3号認定用)

1. 保育時間

保育時間は、保護者の就労時間によって、1日当たり8時間までの保育短時間と、1日当たり11時間までの保育標準時間に区分します。

また、延長保育を実施していますが、利用できるこどもは満1歳以上児となります。延長保育を利用する場合は入所後、各保育所等へ申込みが必要となります。

2. 保育所等の休所日

日曜日、国民の祝日及び年末年始です。

3. 保育所等へ入所できる基準

次の①住所要件及び②実施基準の両方の条件を満たす場合に入所できます。

- ① こどもと保護者が生駒市に住んでいる
- ② 保護者が次のいずれかに該当し、家庭での保育ができない

項目	保育の必要な事由
1 家庭外就労	週に3日以上かつ月に64時間以上就労することを常態とする場合
2 家庭内就労	日常の家事以外に自宅で週に3日以上かつ月に64時間以上就労することを常態とする場合
3 就学	昼間に、技能修得のために職業訓練校等や就学のために学校等に通学している場合（週に3日以上かつ月に64時間以上）
4 出産	妊娠中であるか又は出産後間がない場合
5 傷病・障がい等	傷病、障がい等を有している場合
6 介護・看護	親族に疾病、負傷、障がいのある人がいるため、常にその介護や看護に当たっている場合
7 災害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合
8 求職・起業準備中	求職のため昼間外出することを常態としている（起業準備を含む）
9 その他	児童虐待のおそれがある場合及び保護者が配偶者からの暴力により保育を行うことが困難な場合

*集団生活を経験させたいなどの理由だけでは該当しませんのでご注意ください。

4. 子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から始まりました。保育所等を利用する際は、市の支給認定を受ける必要があります。保育所等への入所を希望する場合、年齢に応じて2号認定又は3号認定が必要となり、下記のとおり支給認定申請手続きを行う必要があります。

【認定区分】

年齢	認定区分		保育必要量	利用できる主な施設
満3歳以上	教育認定	1号認定	教育標準時間	幼稚園、認定こども園
満3歳未満	保育認定	2号認定	保育標準時間	保育所、認定こども園 地域型保育事業
		3号認定	保育標準時間 保育短時間	

保育所を利用できる認定区分

【保育の必要量に応じた区分】

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育が必要な時間によって「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。

区分	利用可能時間	
保育標準時間	11時間まで/1日	就労等により8:30～16:30の利用時間で、子どもの送迎が困難な場合
保育短時間	8時間まで/1日	就労等により8:30～16:30の利用時間で、子どもの送迎が可能な場合 例) 求職(起業準備)中・育児休業中の方など

*保育標準時間・保育短時間ともに満1歳以上児は延長保育(別料金)を利用することが可能です。

*保育短時間の場合、8:30～16:30が基本の利用時間となります。

*育児休業を取得した場合、保育短時間認定(利用時間 8:30～16:30)に変更となり、手続きが必要です。(詳細はP5 参照)

【認定区分の変更】

就労時間の変更などで認定区分の変更ができるのは毎月1日からとなります。その場合、必ず「施設型給付等支給認定変更申請書」と「就労証明書」等を認定変更を希望する月の前月20日(閉庁日の場合は直後の開庁日)までに幼保こども園課または在籍園に提出してください。なお、いずれの様式も、幼保こども園課又は園で配布するとともに、生駒市ホームページからもダウンロードすることができます。(P4 参照)

※認定区分の変更申請は、紙での申請となります。(電子申請ではありません。)



5. 継続手続きに必要な書類

1. 支給認定現況届 兼 保育所等継続調査票(こども1人につき1枚)(所定様式)
2. 保育所等継続(2・3号認定)に必要な書類チェック表(所定様式)
3. 保育所等継続に関する重要事項確認書及び同意書(所定様式)
4. 保護者全員分の保育の必要性の理由証明書又は申立書と確認書類
5. その他該当者のみ必要な書類

※4・5につきまして、「②保育所等継続(2・3号認定)に必要な書類チェック表」を参照してください。同封の配布書類以外の書類が必要な方は、幼保こども園課HP(窓口)もしくはご利用いただいている保育所等で入手していただき、提出してください。

項目	添付1	添付2	添付3
家庭外就労	就労証明書	なし	なし
1 家庭外就労(自営業) (上段か下段のどちらかのセット)	就労証明書	屋号のある所得税の確定申告書(1表)	確定申告書(2表)
	就労証明書	開業届	仕入・売上台帳(直近3か月分)
2 家庭内就労(内職)	就労証明書	なし	なし
3 就学中	在学証明書 or 学生証	カリキュラムまたは時間割	なし
4 出産	母子健康手帳(表紙)	母子健康手帳 (分娩予定日の記入があるページの写し)	なし
5 傷病・障がい等	診断書兼介護・看護状況申告書(左側)	なし	なし
6 介護・看護	診断書兼介護・看護状況申告書	介護保険被保険者証(該当者のみ)	なし
7 災害	災害復旧申立書(証明書)	なし	なし
8 求職・起業準備中	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	なし	なし

【書類のダウンロードはこちら▼】



◆【書類提出後、家庭の状況が変わったら】

次のような場合には、速やかに幼保こども園課に申し出て、必要書類を提出してください。申出や書類の提出がない場合、退所となります。

※連絡先が変わるなど必要に応じて通園している園にもお伝えください。

① 世帯の状況が変わったとき（離婚、結婚、姓変更等）

離 婚：ひとり親世帯申立書（+申立書に記載の添付資料）

結 婚：新たな世帯加入者の要件に係る資料

姓変更：施設型給付等支給認定変更申請書

② 生駒市内で転居して住所が変わったとき

施設型給付等支給認定変更申請書

③ 就労証明書で届けている内容が変わったとき

- ・就労時間などを変更された場合は「就労証明書」を提出※保育必要量の変更がある時は「施設型給付等支給認定変更申請書」を提出
- ・求職期間がなく転職された場合は就職決定時に「就労証明書」・「誓約書」を提出、3か月実績確定時に再度「就労証明書」を提出※保育必要量の変更がある時は「施設型給付等支給認定変更申請書」も提出
- ・支店異動で通勤時間が変わり、保育必要量の変更が必要となる場合は、幼保こども園課に相談

④ 仕事を辞めたとき

- ・「求職活動・起業準備状況申告書 兼 誓約書」・「施設型給付等支給認定変更申請書」を提出。なお、申込時の指数（就労先・就労日数・就労時間等）が、内定後又は入所時点で、転職等により下がった場合は内定の取消又は退所となります。必ず事前に幼保こども園課までご連絡ください。
- ・認定変更により求職活動・起業準備に該当した場合、入所できる期間は起算日から2か月となり、具体的な就労の見込みがある場合のみ、1か月延長可となります。

※起算日とは、1日～15日までに退職された場合は当月1日。16日～31日までに退職された場合は翌月1日。当初から求職要件で入所された場合は1日起算。

※認定区分の変更に関しては、P2に準じます。

⑤ 産前休暇取得開始日が決定したとき

- ・「就労証明書（産前産後休暇期間の記載のあるもの）」、「母子健康手帳の表紙及び分娩予定日の記載のあるところの写し」を提出してください。
- ・育児休業を取得せず復職する方は、上記二点に加え、「復職誓約書」の提出も必要です。

⑥ （産後）育児休業取得開始日が決定したとき

- ・原則在園児は退所となります。詳細はP5をご確認ください。

⑦ その他、家庭の状況や生計を一にする家族の状況が変わったとき・所得の更正を行ったとき

⑧ 保育の必要な事由が変更したとき

- ・変更申請時に必要な書類はP3参照。後日、実績確認書類を求める場合があります。



①～⑦の必要書類まとめ

状況変更事由	必要書類
①世帯の状況が変わったとき（離婚、結婚、姓変更等）	離婚 ・ひとり親世帯申立書（+申立書に記載の添付資料）
	結婚 ・新たな世帯加入者の要件に係る資料
	姓変更 ・施設型給付等支給認定変更申請書
②転居して住所が変わったとき	・施設型給付等支給認定変更申請書
③就労証明書で届けている内容が変わったとき	就労時間の変更 ・就労証明書 ・施設型給付等支給認定変更申請書※保育の必要量の変更がある時
	求職期間なく転職したとき ・就労証明書 ・誓約書 ・施設型給付等支給認定変更申請書※保育の必要量の変更がある時 ・3か月実績確定後に再度「就労証明書」
④仕事を辞めたとき	・求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書 ・施設型給付等支給認定変更申請書
⑤産前休暇取得開始日が決定したとき	・就労証明書（産前産後休暇期間の記載のあるもの） ・母子健康手帳の表紙及び分娩予定日の記載のあるところの写し
⑥（産後）育児休業取得開始日が決定したとき	原則在園児は退所となります。詳細はP5をご確認ください。
⑦その他、家庭の状況や生計を一にする家族の状況が変わったとき・所得の更正を行ったとき	状況によって提出書類が変わります。 幼保こども園課に相談してください。

6. 保護者の方が育児休業を取得する場合について

6-1. 在園児の保護者が育児休業を取得する場合

・在園児の保護者が育児休業を取得する場合、保育を必要とする事由がなくなりますので、原則在園児は退所となります。ただし、産後、育児休業開始日（育児休業開始日が21日～月末である場合の提出期限については当月20日）までに幼保こども園課または在籍園に下記書類の提出がある場合は、継続利用が可能です。継続利用が認められた場合、保育の認定区分が短時間認定（保育所等の利用時間8：30～16：30）に変更となります。

- ・「育児休業対象こどもの1歳の誕生日中に復職予定であることがわかる就労証明書」
- ・「復職誓約書」
- ・「施設型給付等支給認定変更申請書」の三点（保育所等、幼保こども園課にて配布。）

・当初から、育児休業期間が1歳の誕生日を超えている場合は、在園児の継続ができません。その場合は、育児休業に入る日の月末（育児休業開始日が1日の場合は前月の末）で退所となります。

※復職誓約書の復職日が1歳となる誕生日月内の日付である場合は退所なりません。復職誓約書の復職日は必ず1歳となる誕生日月内の日付でご提出してください。

・継続利用が認められた場合でも、育児休業対象こどもが1歳となる誕生日月から、在園児の園を含む複数園を希望する入所申込みが必要となります。申込みこどもの入園が決定した後に入園を辞退された場合も在園児は退所となります。

例) 中保育園に在園している兄がいる場合、弟は中保育園+他園の申込が必要

※本園と分園は同一園とみなしません。

6-2. 在園児の保護者が復職の為、育児休業対象こどもの入所申込みをしたにもかかわらず、待機となった場合

- ・複数園を申し込まっているにもかかわらず、待機となった場合、その都度1か月の継続利用が可能です。ただし、育児休業対象こどもが2歳となる月末までに復職しなければ、継続利用は2歳となる月末で終了となり、在園児は退所となります。
- ・待機となり、提出済みの就労証明書に育児休業の延長についての記載がない場合は、延長前の育児休業終了日から1か月以内に、「延長された育児休業期間の記載がある就労証明書」を提出してください。

7. その他の手続き

7-1. 通所中の保育所等から他の保育所等に移るには（転所）

年度途中での市内保育所等間の転所はできません。ただし、次の要因により明らかに通所が困難と認められた場合に限り、年度途中でも転所の申請ができます。新規の方と同様の方法で、入所受付期間内に申請してください。

※①～④の要因の場合、保育所入所選考基準に基づき、減点対象となります。

- ① 仕事の時間帯を変更したとき
- ② 仕事の場所を変更したとき
- ③ 住まいを変更したとき（住所変更後から受付可能）
- ④ 利用交通機関の運行時間帯に変更があったとき等
- ⑤ 兄弟姉妹で同時に別々の保育所等に通所されているとき

（現在一方が通所している保育所等への転所に限る。1号認定児在籍園への転園も可能ですが、その場合、きょうだい加点は付きません。）

*4月一斉入所もしくは4月二次選考の場合（どちらかのみの申込みが可能です。）は、転所の理由は問いませんが、⑤の要因を除いて、保育所選考基準に基づき、減点対象となります。新規の方と同様の方法で、入所受付期間内に申請してください。

注意

転所申込みをされた方は、転所が内定した時点で現在入所されている保育所等には別の方が入所内定していますので、元の保育所等には戻れません。

なお、転所できなかった場合は元の保育所等にそのまま通所することができます。

7-2. 長期間保育所等に登園しないとき

①1か月以上にわたり保育所等に登園しない場合、②登園日数が4日に満たない月が2か月連續した場合のどちらかに該当したときは退所となります。※長期入院の場合は診断書の提示により退所とはならない場合があります。ただし、一時的に市外に里帰り出産される場合は、退所となる条件を2か月以上にわたり保育所等に登園しない場合に緩和しますので、該当される場合は、必ず事前に幼保こども園課までご連絡ください。なお、登園しない場合でも、在籍していれば保育料の納入義務が発生するため、保育料は全額徴収となります。

7-3. 保育所等を退所するには

「保育園等退所届」（所定様式）を保育所等に提出してください。なお、退所月の月末までに退所届が提出されない場合は、翌月分の保育料の納入義務が生じることになります。

様式は幼保こども園課及び市内各保育所等にあります。

注意

他の市町村へ転出した後に継続して同じ保育所等に通所を希望する場合でも退所届の提出が必要です。また、この場合、速やかに転出先の市町村で引き続き生駒市の保育所等に通所を希望するための手続きをしてください。（育児休業中・求職活動中の場合は継続利用できません。）

ただし、引き続き入所できるのは原則として転出された年度のみとなりますのでご了承ください。

8. 利用者負担額（保育料）・給食費について

1. 保育料及び副食費徴収免除対象者は次ページの表のとおりです。(主食費+副食費を給食費といい、うち副食費については免除される場合があります。)
2. 保育料及び副食費徴収免除は保護者の市町村民税所得割額の合計額により決定しています。4~8月分の保育料及び副食費徴収免除（4月中旬頃通知）は前年度の市町村民税所得割額、9~3月分（9月中旬頃通知）は当年度の市町村民税所得割額に基づいて決定します。
ただし、保育料及び副食費徴収免除を決める際の市区町村民税所得割額は、調整控除と税制改正による特別控除を除く税額控除（寄付金税額控除・（特定増改築等）住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）・外国税額控除・配当控除・配当割控除及び株式譲渡所得割額控除等）を受ける前の税額となります。
※保護者の前年の所得等によっては、家計の主宰者として同居の祖父母等の市区町村民税所得割額を合計して決定する場合があります。
※入所までに市町村民税所得割額が不明である場合、保育料が保育料表の最高額での決定となることや自動的に副食費徴収免除対象外となることがあります。
※海外収入等がある場合、その収入を含めて保育料や副食費の徴収を決定するため、所定の様式での申告が必要になります。
3. 未就学のきょうだいが保育所等を利用している場合は、入所申込時に申告をいただき、発達支援センター等を週5日以上利用されている場合は「利用状況届出書」も提出してください。
4. 市外に居住するきょうだいがいる場合、（省略のない）住民票の写しを提出してください。
5. 各書類の提出、及び市町村民税所得割額の修正申告による保育料・副食費徴収免除の更正は、幼保こども園課に毎月20日までに届出があった場合、翌月分から対象となります。
6. 延長保育を受ける場合には、通常の保育料のほかに延長保育料を負担していただきます。延長保育料は直接保育所等に納入してください。
7. 保育料・給食費は月額です。日割り計算は行いませんので、月に1日でも在籍されていればその月分の保育料をお支払いいただきます。事情により登園しない場合でも、在籍していれば納入義務が生じます。
8. 保育料・給食費の納入は原則として口座振替（自動振込）となります。引落日は毎月28日（28日が金融機関の休日の場合は翌営業日）です。なお、きょうだいがいる場合においても子どもにつき口座登録が必要です。※保育料・給食費が施設徴収の場合、引落方法・引落日が異なる可能性があります。
9. 保育料・給食費の納入がない場合は、児童手当からの徴収や差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。
10. 既納の保育料、延長保育料その他保育に要する費用は還付しません。
ただし、保育所等に在籍している小学校就学前子どもの病気等により同一月内に開園日（日曜・祝日・年末年始を除く）を連続して10日以上欠席し、かつ、保育料還付請求書+病気等の期間が明記された診断書を同一年度末までに提出された場合、既納の保育料の還付を行うことがありますので、幼保こども園課又は通園中の保育所等までお知らせください。

【クラス年齢：0～2歳児】生駒市保育所保育料表（令和8年度版）

各月初日の入所子どもの属する世帯の区分		月額保育料				ひとり親世帯等 軽減率	
階層 区分	定義※P7 参照 (金額は市町村民税所得割合算額)	第1子（全額負担）		第2子以降（無償）			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		
A	生活保護受給世帯等	0円	0円	令和6年4月分の保育料から無償。		—	
B	市町村民税非課税世帯	0円	0円	令和6年4月からきょうだいの数え方は年齢上限なく、同一の保護者に扶養されている一番上の子どもを第1子とします。また、子どもの同居、別居に関わらず、生計を一にするきょうだいを人数に数えます。市外に居住することも、もしくは市内で別世帯にお住まいの子どもがいる場合、住民票（省略のないもの）の写しとその子どもが扶養であることがわかる書類を幼保こども園課まで提出してください。		月額保育料より 50%	
C ₁	市町村民税所得割非課税世帯	9,000円	8,800円	なお、提出いただいた日の翌月から適用となります。			
C ₂	49,599円以下	10,500円	10,300円				
C ₃	49,600円以上 51,499円以下	12,000円	11,700円				
C ₄	51,500円以上 53,399円以下	14,000円	13,700円				
C ₅	53,400円以上 60,399円以下	16,000円	15,700円				
C ₆	60,400円以上 69,199円以下	18,500円	18,100円				
C ₇	69,200円以上 86,799円以下	21,000円	20,600円				
C ₈	86,800円以上 98,599円以下	25,100円	24,600円				
C ₉	98,600円以上 110,399円以下	28,300円	27,800円				
C ₁₀	110,400円以上 122,099円以下	30,900円	30,300円				
C ₁₁	122,100円以上 139,799円以下	33,600円	33,000円				
C ₁₂	139,800円以上 157,299円以下	36,400円	35,700円				
C ₁₃	157,300円以上 169,399円以下	39,000円	38,300円				
C ₁₄	169,400円以上 192,899円以下	42,400円	41,600円				
C ₁₅	192,900円以上 258,899円以下	45,700円	44,900円				
C ₁₆	258,900円以上 298,599円以下	49,300円	48,400円				
C ₁₇	298,600円以上 392,899円以下	61,600円	60,500円				
C ₁₈	392,900円以上	68,000円	66,800円			月額保育料より 10%	

【クラス年齢：3～5歳児】副食費免除対象者

各月初日の入所子どもの属する世帯の区分	副食費（第3子以降は免除）	
定義 (金額は市町村民税所得割合算額)	第1子・第2子	
生活保護受給世帯等		
市町村民税非課税世帯		
市町村民税所得割非課税世帯	免除	
57,699円以下		
57,700円以上	ひとり親世帯等	
77,100円以下	その他	
77,101円以上	保護者負担	

※クラス年齢は4月1日時点の年齢です。年度の途中で3歳に達した場合でも、その年度の保育料月額は変わりません。

ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯、及び在宅障がい児（者）のいる世帯をいいます。



☆副食費免除におけるきょうだいのカウント方法☆

各月初日の入所子どもの属する世帯の区分	多子の算定対象※ ₁	
定義 (金額は市町村民税所得割合算額)	同一生計の子ども全員	
57,699円以下		
57,700円以上	ひとり親世帯等	
77,100円以下	その他	
77,101円以上	小学校就学前子ども※ ₂	

※₁ きょうだい間の同居・別居の別は問いません。

※₂ 保育所等（認可外保育所を除く）、幼稚園、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所、又は児童発達支援、医療型児童発達支援を利用している子どものみ対象。



よくある問い合わせ



Q1 入所後、3か月の就労実績を提出する際に実績不足の場合はどうすればよいですか？

A 実績が不足する場合は、不足した月分の就労実績を追加で提出してください。有給休暇等は実績に含んでください。令和8年度から実績不足の場合でもおくすり手帳は確認しません。

例) 必要実績が5~7月で、5月の実績が不足していた場合、8月の実績を提出。

R8年度より変更になります

Q2 入所後、別の保育所等への転所申込みはできますか？

A 4月入所選考を除き、年度途中での市内保育所等間の転所はできません。ただし、転所が認められる場合がありますので、詳細はP6をご確認ください。

*4月一斉入所で内定した後、同年度の4月二次選考にて別の保育所等へ転所申込みすることはできません。別の保育所等を希望する場合は、内定園を辞退していただき、内定辞退の減算を適用したうえで再度入所選考を行うこととなります。

Q3 延長保育を利用するには、どうしたらよいですか？

A 延長保育の利用手続きについては、各保育所等によって異なります。また、延長保育料につきましても、各保育所等で異なりますので、各自で直接保育所等にお問い合わせください。なお、延長保育を利用できるのは満1歳以上です。

Q4 求職中で在籍していますが、次月中旬から就労します。標準認定はいつから適用ですか？

A 変更希望月の前月20日（閉庁日の場合は直後の開庁日）までに就労証明書と施設型給付費等支給認定変更申請書を提出していただくことで、就労開始月の1日から標準時間認定の申請を行うことができます。その後、幼保こども園課で書類を確認し受理されれば、就労開始日が1日でなくとも標準時間認定となります。前月20日までに間に合わない場合、幼保こども園課にご相談ください。

R8年度より
締切日が変更に
なります